

○埼玉県警察報の廃止に伴う例規等の施行方法等について

平成27年 9 月 29日

文 第 3 6 1 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察報の廃止に伴う例規等の施行方法等について（通達）

この度、埼玉県警察文書管理規程等の一部を改正する訓令（平成27年埼玉県警察本部訓令第35号）の施行に伴い、埼玉県警察報（以下「警察報」という。）が廃止されることから、埼玉県公安委員会規則、埼玉県公安委員会規程、埼玉県警察本部訓令等（以下「例規」という。）、保存期間が30年の通達（以下「通達」という。）の施行（埼玉県警察文書管理規程（平成14年埼玉県警察本部訓令第25号。以下「文書管理規程」という。）第28条第1号の規定により公示するものを除く。以下同じ。）及び職員への周知の方法（以下「施行方法等」という。）を次のとおり定め、平成27年10月1日から実施するので、誤りのないようにされたい。

一部改正〔平成28年第77号〕

記

1 警察報廃止の目的

警察報は、改正前の文書管理規程第35条の規定に基づき、総務部文書課において発行していたところであるが、施行文書の職員への速やかな周知を図るとともに、業務の合理化及び効率化を図るため、これを廃止し、文書管理規程第33条の規定に基づく総合文書管理システムにより送信して行う発送（以下「システム発送」という。）の徹底を図ることとしたものである。

2 例規等の施行方法等

警察報の廃止に伴い、例規及び通達の施行方法等については、次により行うこと。ただし、文書管理規程第48条に規定する秘密文書については、この限りでない。

(1) 発信所属における事務

ア 例規

例規の文書番号については、総合文書管理システムにより採番することができないため、例規の施行を通知する往復文書（以下「施行通知」という。）を作成し、例規の施行文書を当該施行通知の添付文書としてシステム発送することにより施行するものとする。

なお、施行通知の文例は、埼玉県警察公文例規程（平成28年埼玉県警察本部訓令第3号）第5の1の例によるものとする。

イ 通達

通達は、システム発送することにより施行するものとする。

ウ 一部改正に係る新旧対照表の添付

改め文による例規又は通達の一部改正を行う場合であって、当該一部改正に係る施行通知又は施行文書を発送するときは、職員が改正内容の理解に資するための参考資料として、新旧対照表を添付するものとする。

エ 総務部文書課長への通知

発信所属の長は、施行通知又は通達をシステム発送するときは、システム発送する文書を、総務部文書課長宛て電子メール（文書管理第二係（文書））送付すること。

(2) 受信所属における事務

システム発送された施行通知及び通達の受付後、受理文書登録を行うものとする。この場合において、埼玉県警察ポータルサイトの電子決裁システムによる電子決裁及び電子回覧機能を利用した職員周知を行うものとする。

(3) 総務部文書課における事務

前記(1)エにより通知を受けた総務部文書課長は、職員が例規及び通達の施行状況の確認に資するための情報を「規程施行情報」として埼玉県警察ポータルサイトの共用掲示板に掲出するものとする。

一部改正〔平成28年第77号〕

実施日（平成27年10月1日文第361号）

この通達は、平成27年10月1日から実施する。

実施日（平成28年3月1日文第77号）

この通達は、平成28年3月1日から実施する。